

足利市意思疎通支援事業実施要綱

(目的)

第1条 足利市意思疎通支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条「地域生活支援事業」に基づき、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等（以下、「聴覚障害者等」という。）に意思疎通を仲介するため、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員（以下、「手話通訳者等」という。）の派遣等を実施することにより、意思疎通の円滑化を促し、障害者福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、足利市とする。ただし、適切な事業運営を行うことができると思えられる事業者等に委託することができる。

(事業内容)

第3条 前条の目的を達成するために、足利市意思疎通支援事業として次の事業を実施する。

- (1) 手話通訳者等派遣事業
- (2) 手話奉仕員養成研修事業
- (3) 前号に掲げるもののほか、意思疎通の円滑化を図るために必要な事業

(定義)

第4条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 手話通訳者

「手話通訳者」とは次に挙げる要件をすべて満たした者とする。

- ア. 手話通訳士又は手話通訳者としての資格を有している者
- イ. 栃木県手話通訳者養成事業実施要領7に基づき、認定試験に合格し、手話通訳者として登録し、手話通訳者証の交付を受けた者、あるいはこれと同等程度の能力を有すると市長が認めた者で手話通訳者の登録をしてある者

(2) 手話奉仕員

公的機関が実施する手話奉仕員養成講座を修了した者で、足利市聴覚障害者協会から推薦のあった者、あるいはこれと同等程度の能力を有すると市長が認めた者

(3) 要約筆記者

栃木県要約筆記者養成研修事業実施要領に基づき、認定試験に合格し、要約筆記者として登録し、要約筆記者証の交付を受けた者

(4) 要約筆記奉仕員

公的機関が実施する奉仕員養成研修事業において要約筆記奉仕員とし

て登録された者、あるいはこれと同等程度の能力を有すると市長が認めた者

(手話通訳者等の登録)

第5条 手話通訳者等として活動を希望する者は「手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者・要約筆記者奉仕員登録申請書」(別記様式第1号)を市長あてに提出し、登録をしなければならない。

2 市長は前項に定める登録申請書に基づき、手話通訳者等として適当かどうか審査をし、適当と認められる場合には、「手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者・要約筆記者奉仕員登録簿」(別記様式第2号)に登載し、「手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者・要約筆記者奉仕員登録証」(別記様式第3号)を交付する。

(事業の利用対象者)

第6条 本事業の利用対象者は、市内に居住する者で次のとおりとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある者

(2) 前号に規定された者と意思疎通を図るため、手話通訳者等の派遣を必要とする者

(3) 市長が必要と認める者

(事業の対象範囲)

第7条 本事業において手話通訳者等を派遣できる地域は、市内一円とする。ただし、特に市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(派遣対象としない事項)

第8条 次の事項については、手話通訳者等の派遣を行わない。

(1) 営業等、商業目的又は営利目的の活動に関する場合

(2) 通勤通学等、通年かつ長期にわたる場合(通院は除く。)

(3) 政治団体や宗教団体が行う活動に関する場合

(4) 社会通念上派遣することが適当でない場合

(5) その他手話通訳者等を派遣することが適当でないと市長が認める場合

(派遣に係る経費)

第9条 市長は、本事業において手話通訳者等を派遣するときは、次の経費を支弁する。

(1) 手話通訳者等に対する派遣費

ア. 往復に要する時間を含めて1時間以内の場合は1,500円とする。

イ. 同じく1時間を超え2時間以内の場合は、3,000円とする。

ウ. 同じく2時間を超え3時間以内の場合は、4,500円とする。

エ. 同じく3時間を超える場合は、6,000円とする。

(2) 手話通訳者等に対する交通費は1kmあたり30円とする。

(3) 手話通訳者等が派遣のために要した有料駐車場料金等

(4) 実際の派遣時間が長時間に亘るため、また、対象者の手話等使用の状態に応ずるために、2名以上の手話通訳者等を派遣する場合にも、それぞれについて、(1) から (3) までの経費を支給するものとする。

(派遣時間)

第10条 手話通訳者等の派遣時間は、1日あたり概ね3時間を限度とする。

(派遣申請)

第11条 本派遣事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、派遣申請書（別記様式第4号）を希望日の1週間前までに市長に提出しなければならない。

(派遣決定)

第12条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに内容を審査し、派遣の可否を決定し、派遣決定通知書（別記様式第5号）を申請者に通知しなければならない。

(派遣の取消)

第13条 市長は、派遣を決定したものであっても、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による利用決定を取り消すことができる。

(1) 本派遣事業の対象者でなくなった場合

(2) 申請者に利用取消せざるを得ない事由が発生した場合

(3) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合

(4) その他市長が利用を不相当と認めた場合

(派遣に係る利用者の負担)

第14条 本派遣事業の利用料は無料とする。

(派遣実施報告書)

第15条 手話通訳者等は、派遣完了後、速やかに派遣実施報告書（別記様式第6号）を市長に提出するものとする。

(補償)

第16条 派遣事業の実施中に発生した事故の補償については、実施主体又は委託事業者が加入する損害保険の補償の範囲内とする。

(秘密の保持)

第17条 手話通訳者等は、通訳等を通じて知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(手話奉仕員養成研修事業)

第18条 市は、養成の対象者に対し、講習会を実施するものとし、次に掲げる課程を履修させるものとする。

(1) 入門課程 相手の簡単な手話が理解でき、手話であいさつ及び自己紹介等が可能な程度

(2) 基礎課程 相手の手話が理解でき、特定の聴覚障害者等と手話で日常会話が可能なる程度

2 前各号の課程のカリキュラム等は「手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラム」(平成10年7月24日障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知)に準ずる。

(修了証の交付)

第19条 市長は、第18条第1項各号に規定する各講習会課程を修了した者について、修了した講習ごとに修了証書(別記様式第7号)を交付するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 「足利市手話通訳者設置事業実施要綱」を廃止する。
- 3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別記様式第1号) (第5条関係)

(表)

手 話 通 訳 者	
手 話 奉 仕 員	登録申請書
要 約 筆 記 者	
要 約 筆 記 奉 仕 員	

私は、（手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者・要約筆記奉仕員）として、足利市意思疎通支援事業実施要綱に基づき、協力内容及び留意事項を守り、社会に奉仕したいと思いますので申込みます。

年 月 日

足利市長 様

住 所

氏 名

生年月日

職 業

電 話

携帯電話

ファクシミリ

(添付書類)

養成講習会等修了証（写）を添付すること。

(別記様式第3号) (第5条関係)

「手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者・要約筆記奉仕員登録証」

足利市 手話通訳者 登録証 No.

氏名

上記の者は、足利市手話通訳者等派遣事業における
登録手話通訳者であることを証明します。

年 月 日

足 利 市 長 印

足利市 手話奉仕員 登録証 No.

氏名

上記の者は、足利市手話通訳者等派遣事業における
登録手話奉仕員であることを証明します。

年 月 日

足 利 市 長 印

足利市 要約筆記者 登録証 No.

氏名

上記の者は、足利市手話通訳者等派遣事業における
登録要約筆記者であることを証明します。

年 月 日

足 利 市 長 印

足利市 要約筆記奉仕員 登録証 No.

氏名

上記の者は、足利市手話通訳者等派遣事業における
登録要約筆記奉仕員であることを証明します。

年 月 日

足 利 市 長 印

(別記様式第4号) (第11条関係)

手話通訳者等・要約筆記者等 派遣申請書

年 月 日

足利市長 様

住 所
申請者 氏 名
電 話 番 号 ()
F A X 番 号 ()

手話通訳者等及び要約筆記者等派遣事業を利用したいので、次のとおり申請します。

派遣希望日	年 月 日 ()	
通訳予定時間	午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分	
派遣区分 (該当に○印)	() 手話通訳者等 () 要約筆記者等	
派遣希望 (該当に○印)	() 市役所、公民館などの官公署に用事がある () 学校(幼稚園・保育園)で面談や行事がある () 病院などの医療機関に行く () 町内の集会や行事など、社会生活上必要がある () 生活する上で必要がある () その他 ()	
場 所 等	通訳を行う場所	
	上記の所在地	
	待ち合わせ場所	(目印:)
	待ち合わせ時間	午前・午後 時 分
備 考		

※ この申請書は、足利市障がい福祉課 (FAX 0284-21-5404) に希望日の1週間前までに送信してください。

(別記様式第5号) (第12条関係)

手話通訳者等・要約筆記者等 派遣決定通知書

年 月 日

様

足利市長
(公印省略)

年 月 日に申請のあった手話通訳者等・要約筆記者等の派遣について、次のとおり決定したのでお知らせします。

1. 派遣します。

派遣日	年 月 日 ()	
通訳予定時間	午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分	
手話通訳者等又は要約筆記者等の氏名	() 手話通訳者・手話奉仕員 氏名 () 要約筆記者・要約筆記奉仕員 氏名	
通訳等を行う内容 (該当に○印)	() 市役所、公民館などの官公署に用事がある () 学校(幼稚園・保育園)で面談や行事がある () 病院などの医療機関に行く () 町内の集会や行事など、社会生活上必要がある () 生活する上で必要がある () その他 ()	
場 所 等	通訳を行う場所	
	上記の所在地	
	待ち合わせ場所	(目印:)
	待ち合わせ時間	午前・午後 時 分

2. 派遣しません。

理 由	
-----	--

(別記様式第6号) (第15条関係)

手話通訳者等・要約筆記者等 派遣実施報告書

年 月 日

足利市長 様

手話通訳者等又は要約筆記者等の氏名

次のとおり手話通訳・要約筆記を実施したので報告します。

依頼者氏名			
派遣日	年 月 日 ()		
通訳時間	午前・午後	時 分 から	午前・午後 時 分
移動時間等	自宅発	午前・午後	時 分
	自宅着	午前・午後	時 分
	移動・通訳 時間合計	時間	分
	移動距離	自宅～通訳実施場所～自宅	合計 k m
通訳を実施した 場所及び所在地	(所在地 :)		
派遣内容			
活動報告			
備考			

(別記様式第7号) (第19条関係)

第 号

修 了 証 書

氏 名

手話奉仕員養成講座 コースの課程を修了したことを証する

年 月 日

足 利 市 長 印